

10月1日から

幼児教育・保育の利用料制度が変わります

幼稚園 保育所 認定こども園などを利用する3歳～5歳の児童の利用料が無償化されます。

※0歳～2歳の住民税非課税世帯の児童も対象になります。

※施設の類型によっては、上限額があります。

※通園送迎費、行事費などは、これまで通り保護者の負担です。

給食費の実費徴収についても制度が変更になります。

幼稚園・認定こども園

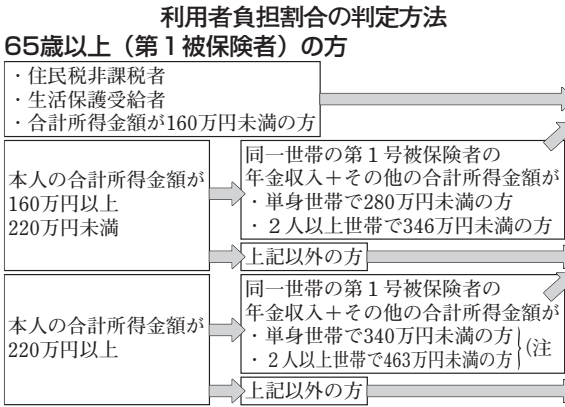
◎新制度に移行していない幼稚園

【対象・利用料】満3歳から小学校入学前まで、月額2万5700円までの範囲が無償化されます

【申請手続き】申請書を提出

新しい「介護保険負担割合証」を送付します

介護保険の被保険者で、要介護（支援）の認定を受けている方および事業対象者に交付している「介護保険負担割合証」が、8月1日（木）を基準日として一斉更新されます。



8月1日から使用する新しい「介護保険負担割合証」は、7月末までに郵送します。これまで使用していた負担割合証は「黄色」でしたが、8月1日から使用する新しい負担割合証は「水色」になります。確認をお願いします。8月1日以降

【申請手続き】申請書と保育の必要性を証明する書類を提出して、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【注意】「保育の必要性の認定」の要件は、就労など、認可保育所の利用と同等の要件です。

認可保育所

【対象・利用料】▼3歳～5歳児クラスの児童Ⅱ小学校入学前まで、利用料が無償化されます▼0歳～2歳児クラスの児童Ⅱ住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます

【申請手続き】不要

【給食副食費（おかず代など）】年収360万円未満相当世帯の副食費について、保護者の負担が免除されます

【対象・利用料】幼稚園の利用に加えて預かり保育を利用する場合は、利用日数に応じて、月額1万1300円までの範囲が無償化されます

※公立・公設民営保育所は市が徴収し、私立保育所は園が徴収します。

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【対象・利用料】0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童について、利用料が無償化されます

【申請手続き】不要

認可外保育施設

【対象・利用料】▼3歳～5歳児クラスの児童Ⅱ月額3万7000円までの利用料が無償化されます▼0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童Ⅱ月額4万2000円までの利用料が無償化されます

【申請手続き】申請書と保育の必要性を証明する書類を提出して、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

【注意】保育所、認定こども園などに在籍している方は対象になりません▼「保育の必要性の認定」の要件は、就労など、認可保育所の利用と同等の要件です

【対象・利用料】▼3歳～5歳児クラスの児童Ⅱ月額3万7000円までの利用料が無償化されます▼0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童Ⅱ月額4万2000円までの利用料が無償化されます

【申請手続き】市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。子育て支援課（市役所1階）で申請書の配布・受け付けを行います

に認定を受けた方は申請日（2年7月31日）
◎利用者負担割合の判定方法について
左上表を参照してください。
◎介護保険被保険者証や負担割合証を紛失・汚損したとき
申請により、郵送または介護福祉課（市役所1階）の窓口で再交付します。なお、同課で被保険者本人が直接再交付証を受け取る場合は、次の①と②が必要です。
①本人確認ができる身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）②マイナンバー（個人番号）が確認できる書類（個人番号通知カードまたはマイナンバーカード）
また、被保険者と同一世帯の方が代理で再交付手続きをする場合は、前記①と②に加え、代理人の身分証明書が必要で、同一世帯の確認が取

7月31日（水）は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、後期高齢者医療保険料第1期、介護保険料第1期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局・コンビニ）でお納めください。詳しくは納税課 ☎ 470・7729へ。

納税にご協力を

7月31日（水）は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、後期高齢者医療保険料第1期、介護保険料第1期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局・コンビニ）でお納めください。詳しくは納税課 ☎ 470・7729へ。

など、認可保育所の利用と同等の要件です

就学前の障害児の発達支援

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学前までの3年間、対象となるサービスについて保護者負担金が無償化されます。ただし、現在実費で負担している食費などは、これまで通り保護者の負担です。

【対象・利用料】▼3歳～5歳児Ⅱ月額3万7000円までの利用料が無償化されます▼0歳～2歳の住民税非課税世帯の児童Ⅱ月額4万2000円までの利用料が無償化されます

【申請手続き】市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。子育て支援課（市役所1階）で申請書の配布・受け付けを行います

【申請期間】8月1日（木）～9月20日（金）の午前8時半～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

【注意】年齢は4月1日時点です▼保育所、認定こども園などに在籍している方は対象になりません▼「保育の必要性の認定」の要件は、就労など、認可保育所の利用と同等の要件です

【対象・利用料】▼3歳～5歳児クラスの児童Ⅱ月額3万7000円までの利用料が無償化されます▼0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童Ⅱ月額4万2000円までの利用料が無償化されます

【申請手続き】市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。子育て支援課（市役所1階）で申請書の配布・受け付けを行います

に認定を受けた方は申請日（2年7月31日）
◎利用者負担割合の判定方法について
左上表を参照してください。
◎介護保険被保険者証や負担割合証を紛失・汚損したとき
申請により、郵送または介護福祉課（市役所1階）の窓口で再交付します。なお、同課で被保険者本人が直接再交付証を受け取る場合は、次の①と②が必要です。
①本人確認ができる身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）②マイナンバー（個人番号）が確認できる書類（個人番号通知カードまたはマイナンバーカード）
また、被保険者と同一世帯の方が代理で再交付手続きをする場合は、前記①と②に加え、代理人の身分証明書が必要で、同一世帯の確認が取

国民健康保険から給付される医療費 急な病気で病院にかかったときは

出先で急に具合が悪くなるなど、やむを得ない事情で保険医療機関の窓口で被保険者証を提示せず医療を受けたときや、医師の指示でコルセットなどの治療用装具を作ったときは、世帯主からの申請によって、後から保険給付の払い戻しが受けられます。

【手続き方法】被保険者証、領収書（原本）、世帯主名義口座番号、認め印、次の①～⑤のそれぞれ必要な書類を添えて、保険年金課国民健康保険係（市役所1階）へ申請してください。

①被保険者証を提示せずに病院などにかかったときⅡ受診した病院、薬局が発行した診療（調剤）報酬明細書（レセプト）

②治療用装具（ギプス、コルセット、小児弱視治療用眼鏡、弾性ストッキングなど）

③医師の診断書（靴型装具の場合は、実際に装着する現物）

④柔道整復師の施術料Ⅱ治療明細書

⑤医師が認めた、はり、灸、マッサージなどの施術料Ⅱ医師の同意書

※④・⑤は受領委任払いの場合、市から直接施術者へ支払います。

詳しくは同係 ☎ 470・7733へ。

2万5626円

◎退職被保険者
【診療件数】51件
【診療費】54万3350円（前年度比5・0％）▼1件当たりの金額Ⅱ1万654円

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告（4月報）。詳しくは保険年金課 ☎ 470・7733へ。

くの方が負担を分かち合うことにより成り立っています。こうした負担の公平性を保つため、保険料を滞納した方には、その滞納の期間に応じて、介護サービスを利用された際の保険給付に一定の制限を設ける措置（自己負担割合の引き上げや一部給付の差し止めなど）を行うこととなります。介護保険は介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるようにするための制度であり、介護を受ける本人だけでなく、その家族にかかる負担を軽くするものでもあります。保険料の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは介護福祉課保険係 ☎ 470・7777（内線4910・4911）へ。